

## 区分 情報開示の項目

### 設置者に関する情報

- 1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに連絡先  
岐阜県教育委員会  
〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1-1
- 2 代表者の氏名  
教育長 堀 貴雄

### 福祉系高等学校等に関する情報

- 1 名称、住所及び連絡先  
岐阜県立大垣桜高等学校全日制課程福祉科  
〒503-0103 岐阜県大垣市墨俣町上宿465番地の1  
0584-62-6131
- 2 福祉系高等学校等の校長の氏名  
安田 ゆかり
- 3 開設年月日  
平成21(2009)年4月1日
- 4 学則等

岐阜県立大垣桜高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程

#### 1 設置目的

大垣桜高等学校福祉科は、在学中に介護に関する所定の科目を学び、厚生労働省が定める国家資格「介護福祉士」を取得し、福祉社会における介護従事者の育成を目的とする。

またこの学則は、岐阜県高等学校管理規則（昭和39年岐阜県教育委員会規則第3号）第49条に基づき岐阜県立大垣桜高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 名称

岐阜県立大垣桜高等学校 全日制の課程  
福祉に関する学科：福祉科

#### 3 位置

岐阜県大垣市墨俣町上宿465-1

#### 4 修業年数

本校の修業年限は、3年とする。

#### 5 生徒定員及び学級数

生徒定員 120名（40人×3学年）

留学生及び帰国子女がいる場合は適宜対応する。

学級数 各学年（1）

## 6 養成課程及び履修方法

- ア 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準に基づき、各教科・科目並びに特別活動等について、校長が編成する。
- イ 介護福祉士国家試験受験資格取得のため、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」第八条第一号（別表第五）に定める養成課程を置くこととする。
- ウ 生徒は教育課程の定めるところにより、規定された科目をすべて履修（必修）し、修得しなければならない。
- エ 全校の科目と単位数は次の通りとする。

福祉系高等学校：55単位（福祉情報2単位を含む）

科 目			単位数	科 目			単位数
人間 と 社会	社会福祉基礎		4	介護	介護福祉基礎	5	
	選択 科目	公共	2		コミュニケーション技術	2	
		家庭基礎	2		生活支援技術	10	
こころから だのしくみ	こころとからだの理解		8		介護過程	4	
					介護総合演習	3	
					介護実習	13	

## 7 学年、学期及び授業を行わない日

（学 年）

本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学 期）

本校の学期は、2学期制とし、学期の始めと終わりは校長が別に定める。

（休業日）

本校の休業日は、次のとおりとする。

(1)土曜日・日曜日

(2)国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日

(3)学年末及び学期始め、夏季、冬季とし、その始めと終わりは校長が別に定める。

(4)教育委員会が臨時に休業を必要と認めた日

(5)前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育委員会に届けた日

前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があると認めるときには、休業日に授業を行うことができる。

校長は、非常変災その他急迫の事情があるときには、臨時に授業を行わないことができる。

## 8 入学時期

入学の時期は、校長が入学を許可した日とする。

## 9 入学資格・入学者の選考

校長は、学校教育法57条に該当する者で、入学者の選抜に合格したものに入学を許可する。

## 10 入学者の選考

校長は、学校教育法第57条に該当する者で、入学者の選抜に合格した者に入学を許可する。

## 11 入学手続

入学を許可された者は、校長の指定する期間内に誓約書、その他所定の書類を提出しなければならない。

## 12 退学、休学、復学、卒業

生徒は、異動が生じたときは、速やかに校長に届出なければならない。

### (休学)

ア 病気、その他やむを得ない理由により休学しようとする者は、休学願により保護者等から校長に願い出なければならない。この場合において、その理由が病気であるときは、医師の診断書を添えなければならない。

イ 休業の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

### (復学)

休学中の者が、その理由がなくなったことにより、復学しようとするときは、復学願により保護者等から校長に願い出なければならない。この場合において、その理由が病気によるものについては、復学が可能である旨の医師の診断書を添えなければならない。

### (転学及び退学)

転学又は退学をしようとする者は、転学願又は退学願により保護者等から校長に願い出なければならない。

### (卒業)

校長は、卒業を認定した者には、卒業証書を授与し、必要な場合は卒業証明書を発行する。

## 13 学習の評価(成績考査)・課程修了の認定(卒業)

(履修・修得の認定、考査、成績の評価、進級、卒業の認定)

(履修・修得の認定)

ア 履修の認定は、成績会議を経て校長が行う。

イ 履修の認定条件は当該科目の年間授業時数(単位数×35)の一定時間数以内の欠課で授業に出席した場合とする。

介護実習を除いた福祉の指定科目においては、年間の授業時数の3分の1以内の欠課で授業に出席した場合とする。

ウ 修得の認定は成績会議を経て履修が認められた者に対して校長が行う。

エ 単位の認定は、生徒が学校が定める教育計画に従って教科、科目を履修し、その成果が、教科、科目の目標からみて満足できると認められる場合は、その教科、科目について所定の単位を修得したことを認定する。

(考査)

ア 考査は、定期考査と追考査を実施する。

イ 定期考査は、前期中間・期末考査及び後期中間・学年末考査を行う。

ウ 追考査は定期考査を欠席した場合に行う。定期考査を受験できなかった生徒は、追考査受験願いを提出し、学校が定めた日時に追考査を受ける。

(成績の評価)

学習成績の評価は、絶対評価とする。教科、科目を担当する教科担任は高等学校指導要領に定める該当教科、科目の目標や内容に照らし、公平に評価する。

ア 学習成績の評価は、前期末は10段階(評点)で示し、学年末は10段階と5段階(評定)で示す。

イ 段階評価の表示は5、4、3、2、1とし、1については修得不認定とする。

特に高い程度に達している	5
高い程度に達している	4
おおむね達している	3
達成が不十分である	2
達成が著しく不十分である	1

なお10段階評価と5段階評価の関係は次表の通りとする。

10段階	10・9	8・7	6・5・4	3・2	1
5段階	5	4	3	2	1

ウ 保護者等には前期末後、学年末後に評点を通知する。

(進級の認定)

進級の認定は、本校教育課程の該当学年に定められた全ての教科・科目を履修し、下記の単位数を修得し、かつ、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められたとき、成績会議を経て校長が行う。

[1学年] 教科、科目16単位以上。

[2学年] 1学年と2学年の修得単位数の合計が45単位以上。

(原級留置)

ア 下記に該当する場合は、原則として原級に留め置く。

- ・欠席日数が、該当学年において出席すべき日数の3分の1を越えるとき。ただし、特別の理由がある場合は審議する。
- ・該当学年において履修未認定科目があるとき、または所定の単位数の修得が認定されないとき。
- ・特別活動の出席時数と成果が、その目標からみて満足でないとき。

イ 原級留置と決定した者は、該当学年の全課程を再履修、再修得しなければならない。

(卒業の認定)

ア 卒業の認定は、本校教育課程に定められた全ての教科・科目を履修し、74単位以上を修得し、かつ、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められたとき、卒業認定会議を経て校長が行う。

イ 履修未認定科目がある場合、あるいは未修得科目の単位数が14単位以上ある場合は規定に従って補充することができる。

ウ 履修あるいは修得の補充が該当学年度内になされ、卒業の要件が満たされた場合、校長は卒業追認会議にはかり、卒業を認定する。

エ 年度内において、所定の履修と修得が認定されない場合は、該当生徒を原級に留めおく。原級留置と決定した者は3年生の全課程を再履修、再修得しなければならない。

#### 14 入学考査料、入学金、授業料及び実習費等

(入学考査料、入学金及び授業料)

ア 授業料、入学考査料及び入学金(以下「授業料等」という。)の額及び納入については、岐阜県立高等学校授業料等徴収条例(昭和43年条例第22号)の定めるところによる。

イ 授業料は、岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の不徴収に関する条例にもとづく。

ウ 貧困、災害その他特別の理由により授業料等の納入が困難である者は岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則(昭和46年岐阜県規則第105号)に定める手続きにより、授業料等の全部若しくは一部を免除又は納入期限の延長を願い出ることができる。

(授業料等以外の学費)

授業料等以外の学費の額及び納入については、別に校長が定める。

## 15 教職員の組織

(教職員組織)

本校の教職員組織については、「岐阜県立高等学校の管理運営に関する規則」等関係法規に示されるところによる。

(職員)

- ア 高等学校に、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。
- イ 高等学校には、前項のほか、養護教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- ウ 高等学校の職員定数は、教育長が定める。
- エ 学校の課程ごとに教務主任、学年主任、図書主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事、学科主任を置く。

## 16 賞罰

(表彰)

校長は他の模範と認められる生徒を表彰することができる。

(懲戒)

- ア 学校において、教育上必要があると認めるときには、生徒に懲戒を加えることができる。
- イ 懲戒うち、退学、停学及び訓告の処分は校長が行う。
- ウ 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。(学校教育法施行規則第13条)
  - ・ 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - ・ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - ・ 正当の理由がなくて出席が常でない者
  - ・ 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

附則 本規程は、平成21年4月1日から施行する。

改正 この規程は、令和4年4月1日から適用する。

5 施設設備の概要（図書の蔵書数を含む。）

建物	土地面積	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面積	共用先	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面積	共用先
	建物延面積	19,474,00 m <sup>2</sup>	普通教室 A	67.6 m <sup>2</sup>		保健室	43.7 m <sup>2</sup>
普通教室 B			65.0 m <sup>2</sup>		調理実習室	346.2 m <sup>2</sup>	学内共用
普通教室 C			64.9 m <sup>2</sup>		被服実習室	90.0 m <sup>2</sup>	学内共用
10,362,77 m <sup>2</sup>		福祉総合実習室 (入浴実習室)	116.2 m <sup>2</sup>		介護実習室 (和室)	70.7 m <sup>2</sup>	学内共用
		福祉総合実習室 (介護実習室)	133.8 m <sup>2</sup>		事務室	49.8 m <sup>2</sup>	学内共用
		福祉総合実習室 (リハビリテーション室)	99.7 m <sup>2</sup>		更衣室	17.7 m <sup>2</sup>	学内共用
		準備室	33.8 m <sup>2</sup>		図書室	171.4 m <sup>2</sup>	学内共用

図書館蔵書数 約 19,000冊

養成課程に関する情報

Ⅰ 養成課程の教育課程表

岐阜県立大垣桜高等学校 福祉科 令和5年度入学生 教育課程表

< 3年次から社会福祉コースを選択した場合 >

教科	科目	標準単位	1年	2年	3年	合計	
国語	現代の国語	2	2			2	8
	言語文化	2	2			2	
	文学国語	4		2	2	4	
地理 歴史	地理総合	2		2		2	4
	歴史総合	2			2	2	
公民	公共 (※2単位選択科目)	2	2			2	2
数学	数学Ⅰ	3	3			3	5
	数学A	2		2		2	
理科	科学と人間生活	2		2		2	4
	生物基礎	2			2	2	
保体	体育	7~8	3	2	2	7	9
	保健	2	1	1		2	
芸術	音楽Ⅰ	2			△2	0・2	2
	美術Ⅰ	2			△2	0・2	
英語	英語コミュニケーションⅠ	3	3			3	7
	英語コミュニケーションⅡ	4		2	2	4	
家庭	家庭基礎 (※2単位選択科目)	2	2			2	2
普通教科の単位数計			18	13	12	43	
福祉	人間と社会	社会福祉基礎	4	1	1	2	4
	介護	介護福祉基礎	5	2	1	2	5
		コミュニケーション技術	2		2		2
		生活支援技術	10	4	4	2	10
		介護過程	4		2	2	4
		介護総合演習	3	1	1	1	3
		介護実習	13	3(2)	6(2)	4(2)	13(6)
	こころとからだのしくみ	こころとからだの理解	8	2	2	4	8
福祉情報		2			2	2	
専門教科の単位数計			13(2)	19(2)	19(2)	51(6)	
特別活動ホームルーム活動		3	1	1	1	3	
総合的な学習の時間 (介護総合演習で代替)		3	[1]	[1]	[1]	[3]	
履修単位数総計			32(2)	33(2)	32(2)	97(6)	

## 2 定員

入学40名

## 3 入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求先）

岐阜県教育委員会のHPをご覧ください。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s17765/top>

なお、本校に関する資料は

岐阜県立大垣桜高等学校全日制課程福祉科

〒503-0103 岐阜県大垣市墨俣町上宿465番地の1  
0584-62-6131 にお問い合わせください。

## 4 費用

※生徒一人あたりの負担金（令和4年度）

（授業料が「高等学校等就学支援金」の受給資格認定申請に該当しない場合）

費目	第1学年	第2学年	第3学年	合計
入学検定料	2,200			2,200
入学金	5,650			5,650
授業料	118,800	118,800	118,800	356,400
制服	89,640			89,640
学用品	49,950			49,950
実習費	11,400	15,170	24,470	51,040
教材費	38,755	20,298	13,114	72,167
その他諸費	123,540	49,540	58,220	231,300
合計	439,935	203,808	214,604	858,347

## 5 教員数、科目別担当教員名

必置教員 （教務に関する主任者には氏名の前に◎印 領域「介護」「こころとからだのしくみ」に1人以上必要な教員には、○印を記すこと）	氏名	担当科目	資格・免許
	○ 香林 誠一	社会福祉基礎／介護福祉基礎／ コミュニケーション技術／生活支援技術／ 介護過程／介護総合演習／介護実習／ こころとからだの理解	「福祉」教員免許
	○ 江崎 二美	社会福祉基礎／介護福祉基礎／ コミュニケーション技術／生活支援技術／ 介護過程／介護総合演習／介護実習／ こころとからだの理解	「福祉」教員免許 介護福祉士
	久野 恵里	社会福祉基礎／介護福祉基礎／ コミュニケーション技術／生活支援技術／ 介護過程／介護総合演習／介護実習／ こころとからだの理解	「福祉」教員免許
	◎○ 廣瀬 衣里	社会福祉基礎／介護福祉基礎／ コミュニケーション技術／生活支援技術／ 介護過程／介護総合演習／介護実習／ こころとからだの理解	「福祉」教員免許
	○ 大平 真木子	社会福祉基礎／選・家庭基礎／ 介護福祉基礎／コミュニケーション技術／ 生活支援技術／介護過程／ 介護総合演習／介護実習／こころとからだの理解	「福祉」教員免許 「家庭」教員免許
	永沼 眞理	選・家庭基礎	「家庭」教員免許
	佐藤 陽子	生活支援技術	「福祉」教員免許 「家庭」教員免許
	本間 由佳里	生活支援技術（医療的ケア）	看護師免許
	鶯飼 優子	生活支援技術（医療的ケア）	看護師免許
	三摩 美枝	生活支援技術（医療的ケア）	看護師免許



	後藤 輝美	生活支援技術（医療的ケア）	看護師免許
	川瀬 由起子	生活支援技術（医療的ケア）	看護師免許
	井坂 了	選・公共	「公民」教員免許
	片野 広大	選・公共	「公民」教員免許

6 使用する教材等

最新・介護福祉士養成講座 介護福祉用語辞典

7 介護実習施設等の名称、住所及び事業内容

施設名及び施設種	位置	施設名及び施設種	位置
県立寿楽苑 デイサービスセンター	岐阜県岐阜市中 2丁目470番地	輪之内町 デイサービスセンター	安八郡輪之内町四郷 2537番地の1
寿光苑 デイサービスセンター	羽島市小熊町2丁目 750番地	障害者支援施設 あいそら羽島	羽島市足近町市場 1130番地
揖斐川 デイサービスセンター	揖斐郡揖斐川町清水 77番地	障害者支援施設 県立みどり荘	岐阜市中西郷 1丁目55番地
墨俣 デイサービスセンター	大垣市墨俣町墨俣 1141番地1	障害者支援施設 大垣市柿の木荘	大垣市古宮町 397番地1
白鶴荘 デイサービスセンター	養老郡養老町柏尾 463番地の1	岐阜市立第二恵光	岐阜市西島町4丁目 24
デイサービスセンター ほづみ園	瑞穂市宝江東 576番地1	岐阜市立第三恵光	岐阜市西島町4丁目 24
やすらぎ苑 デイサービスセンター	羽島市下中町石田 687番地	障害者支援施設 羽島学園	羽島市下中町石田 525番地
柳津老人 デイサービスセンター	岐阜市柳津町下佐波 西1丁目15番地	障害者支援施設 西美濃の里	揖斐郡池田町小牛 307番地1
友和苑 デイサービスセンター	大垣市入方3丁目 70番地1	障害者支援施設 あしたの会共働学校	各務原市蘇原花園町 4丁目15
リバーサイド笠松園 デイサービスセンター	羽島郡笠松町田代 621番地1	障害者支援施設 大垣市立かわなみ作業所	岐阜県大垣市古宮町 1537
リバーサイド川島園 デイサービスセンター	各務原市川島河田町 1348番地	障害者支援施設 清流園	岐阜市鷺山向井 2563番地18
サンヴェール大垣 デイサービスセンター	大垣市東町4丁目 43番地2	障害者支援施設 ハーモニー大垣	大垣市多芸島4丁目 51番地1
介護老人保健施設 西濃（デイケア）	大垣市藤江町6丁目 3番地1	安八町社会就労センター ひかりの里	安八郡安八町中須 407番地
通所リハビリテーション みやこ	岐阜市都通3丁目 17番地1	障害者支援施設 ふくろうの家	岐阜県岐阜市六条南 1丁目16-3
グリーンビラ安江 デイケアセンター	岐阜市鏡島1丁目 2番地38	障害者支援施設 どんぐり村福祉工場	本巣市政田 2322番地
寺田ガーデン デイケアセンター	岐阜市寺田7丁目 86番地	福祉作業所 すみれの家	岐阜県瑞穂市古橋 1635番地1
松波総合病院 通所リハビリテーション	羽島郡笠松町田代 257番地3	福祉作業所 豊住園	瑞穂市本田85番地1
デイサービスセンター えりかの里	不破郡関ヶ原町今須 782番地1	障害者支援施設 あしたの会家庭学校	岐阜市則武830番地 4
サンビレッジ瑞穂 デイサービスセンター	瑞穂市只越 219番地2	障害者支援施設 第二あゆみの家	不破郡垂井町栗原 2066番地2

施設名及び施設種	位置	施設名及び施設種	位置
生活作業所 ぐっどらんど	大垣市綾野5丁目 47番地2	特別養護老人ホーム 友和苑	大垣市入方3丁目 70番地1
障害者支援施設 まさき園	羽島市正木町大浦 441番地	特別養護老人ホーム 寿光苑	羽島市小熊町2丁目 750番地
特別養護老人ホーム 県立寿楽苑	岐阜市中2丁目 470番地	特別養護老人ホーム サンヴェール大垣	大垣市東町4丁目 43番地2
特別養護老人ホーム 尚和園	揖斐郡揖斐川町清水 77番地	特別養護老人ホーム サンライズ長良	安八郡安八町森部 1875番地1
特別養護老人ホーム 喜久寿苑	岐阜市河渡2丁目 45番地	特別養護老人ホーム 燦燦	岐阜市鏡島南1丁目 2番地30
特別養護老人ホーム いぶき苑	不破郡垂井町岩手 4538番地	介護老人保健施設 グリーンビラ安江	岐阜市鏡島1丁目 2番地38
特別養護老人ホーム やすらぎ苑	羽島市下中町石田 687番地	介護老人保健施設 ケアコートみやこ	岐阜市都通3丁目 17番地1
特別養護老人ホーム あすわ苑	安八郡安八町中須 410番地1	特別養護老人ホーム 白鶴荘	養老郡養老町柏尾 463番地の1
特別養護老人ホーム リバーサイド川島園	各務原市川島河田町 1348番地	介護老人保健施設 寺田ガーデン	岐阜市寺田7丁目 77番地
特別養護老人ホーム リバーサイド笠松園	羽島郡笠松町田代 621番地1	特別養護老人ホーム ナーシングケア寺田	岐阜市寺田7丁目 85番地
介護老人保健施設 西濃	大垣市藤江町6丁目 3番地1	松波総合病院 介護老人保健施設	羽島郡笠松町田代 185番地1
特別養護老人ホーム ほづみ園	瑞穂市宝江 576番地1	特別養護老人ホーム 優・悠・邑	不破郡関ヶ原町今須 782番地1

## 8 介護実習の内容及び特徴

### (1) 「介護実習」の目標

- ① 介護の職業倫理・施設の方針や運営・職員の就業に関する規定事項を学び、チームの一員としてのあり方を理解する。
- ② 利用者と信頼関係を築くことができるように、傾聴・受容・共感的態度を養う。
- ③ 介護に関する知識と技術を統合させ、体験的な学習を行い、介護技術の実践力を養う。
- ④ 多様な介護の場の実習を通して、多職種と協働・連携してチームケアを行う介護職の役割を理解する（介護実習Ⅰ）。
- ⑤ 継続した個々のサービス利用者に合わせた介護計画を作成し、実施、評価、介護計画の修正といった一連の介護過程を実践する（介護実習Ⅱ）。

### (2) 介護実習の内容

<p>&lt;1年次&gt;</p> <p>老人デイサービスセンター、デイケアセンター、障害者福祉施設での介護の現場実習を通して、介護活動の概要を理解し、利用者への接し方、コミュニケーションの方法を学ぶ。</p> <p>◇目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の機能や事業内容等の概要を知る。</li> <li>・利用者に接して、一日の生活の流れを知る。</li> <li>・介護者の業務内容と介護者としての基本的な心構えを身に付ける。</li> <li>・基本的な日常生活援助について、実習指導者のもとで実践する。</li> <li>・利用者と触れ合う機会を通して、コミュニケーションの大切さを理解し、実践的能力を養う。</li> </ul>
--

- ・利用者の生活ニーズに気づき、基本的な介護方法を体験し、他職種協働の介護の機能について理解する。
- ・施設における一般的な生活支援の概要を理解する。

◇介護実習の内容と計画

1 事前指導（介護総合演習）

- ・実習の意義・目標の理解
- ・施設への提出書類作成、諸記録の準備
- ・実習生の心構え・規則（守秘義務・時間厳守・報告連絡相談等）の確認
- ・実習の日程・日課の確認
- ・利用する交通機関・道順・所要時間・緊急時の連絡方法の確認
- ・実習記録の方法
- ・健康管理の方法
- ・実習施設の概要
- ・実習生としての礼儀・マナー指導

} ※

} ※

2 事前訪問

- ・実習施設の見学
- ・実習施設の介護方針とシステムの理解  
（沿革・運営方針・介護方針・介護体制・職員組織と配置等）
- ・観察の仕方、記録のとり方、提出方法の確認
- ・実習期間中の注意事項

3 現場実習

- ・利用者の生活環境の理解（移動・食事・排泄・入浴・整容・更衣の観察と介助）
- ・介護職の役割の理解（介護福祉士の役割・他職種との連携のあり方）
- ・利用者とのコミュニケーション
- ・利用者や家族、実習指導者との挨拶の仕方、日常生活上の礼儀・マナーの実践
- ・介護実習記録と指導助言

4 実習施設内反省会

- ・実習目標達成の確認
- ・自己評価と課題の発見
- ・実習指導者による指導助言・評価

5 事後指導（介護総合演習）

- ・反省会（グループミーティング・クラスミーティング）
- ・実習報告会
- ・今後の実習目標と自己の課題の確認
- ・介護実習のまとめ（展示物の作成・紹介）

<2年次・3年次>

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設での介護の現場実習を通して、介護活動の概要を理解し、介護者としての実践的態度を身に付ける。基礎的な介護に関する知識や技術を統合し、介護実践を通して、利用者に合わせた介護の応用力を養う。

◇目標

- ・利用者との信頼関係を築くことができるように、傾聴・受容・共感的態度でコミュニケーションを図る。
- ・利用者のニーズを知り、状況に応じた日常生活援助方法を学び、介護技術の実践力を高める。
- ・利用者を取り巻く多職種の役割を理解し、チームケアにおける連携の重要性を理解する。
- ・利用者の自立支援と生きがいの援助に向けて、介護者としての資質の向上を図る。

- ・施設における利用者の日常生活の観察や実習指導者の助言等から、利用者個々の介護状況を把握し、介護計画を作成する。

#### ◇介護実習の内容と計画

##### 1 事前指導（介護総合演習・介護過程）

※1年次と同じ

- ・介護過程の意義
- ・介護過程の展開

##### 2 事前訪問

- ・実習施設の見学
- ・実習施設の介護方針とシステムの理解  
（沿革・運営方針・介護方針・介護体制・職員組織と配置等）
- ・観察の仕方、記録のとり方、提出方法の確認
- ・実習期間中の注意事項

##### 3 現場実習

- ・利用者の生活環境の理解（移動・食事・排泄・入浴・整容・更衣の観察と介助）
- ・介護職の役割の理解（介護福祉士の役割・他職種との連携のあり方）
- ・利用者とのコミュニケーション
- ・利用者や家族、実習指導者との挨拶の仕方、日常生活上の礼儀・マナーの実践
- ・介護実習記録と指導助言
- ・介護過程の実践的展開  
（情報収集とアセスメント・課題と目標の設定・計画・実施・評価・修正）
- ・介護過程とチームアプローチ  
（ケアカンファレンス・サービス担当者会議の見学・介護サービス計画に基づく介護活動の理解）

##### 4 実習施設内反省会

- ・実習目標達成の確認
- ・自己評価と課題の発見
- ・実習指導者による指導助言・評価
- ・介護過程の実践の確認・指導助言（介護支援専門員による指導）

##### 5 事後指導（介護総合演習・介護過程）

- ・反省会（グループミーティング・クラスミーティング）
- ・実習報告会
- ・今後の実習目標と自己の課題の確認
- ・介護過程の展開の演習
- ・介護実習のまとめ（展示物の作成・紹介）

#### <3年次>

障害者福祉施設における現場実習を通して、尊厳を支えるケアの実践、自立支援に向けた介護の実践的態度を養う。

#### ◇目標

- ・利用者と触れ合う機会を通して、人間的な関わりを深め、コミュニケーション能力を高める。
- ・利用者の生活ニーズを把握し、自立支援と生きがいを援助する介護の実践力を養い、介護者としての資質の向上を図る。
- ・利用者を取り巻く多職種の役割を理解し、チームケアにおける連携の重要性を理解する。
- ・利用者への総合的支援のあり方や地域社会における施設の役割について理解を深める。

#### ◇介護実習の内容と計画

- 1 事前指導（介護総合演習）
  - ・実習の意義・目標の理解
  - ※1年次と同じ
- 2 事前訪問
  - ・実習施設の見学
  - ・実習施設の介護方針とシステムの理解  
（沿革・運営方針・介護方針・介護体制・職員組織と配置等）
  - ・観察の仕方、記録のとり方、提出方法の確認
  - ・実習期間中の注意事項
- 3 現場実習
  - ・利用者の生活環境の理解（移動・食事・排泄・入浴・整容・更衣の観察と介助）
  - ・介護職の役割の理解（介護福祉士の役割・他職種との連携のあり方）
  - ・利用者とのコミュニケーション
  - ・利用者や家族、実習指導者との挨拶の仕方、日常生活上の礼儀・マナーの実践
  - ・介護実習記録と指導助言
- 4 実習施設内反省会
  - ・実習目標達成の確認
  - ・自己評価と課題の発見
  - ・実習指導者による指導助言・評価
- 5 事後指導（介護総合演習）
  - ・反省会（グループミーティング・クラスミーティング）
  - ・実習報告会
  - ・将来の介護福祉士を目指すための今後の課題
  - ・介護実習のまとめ（展示物の作成・紹介）

### 実績に関する情報

#### 1 卒業者の延べ人数

1, 013名

#### 2 卒業者の進路の状況（令和4年度卒業生）

ア 卒業者のうちの就職者数 10名

就職先の施設種別

介護老人保健施設	1名	病院	0名
特別養護老人ホーム	9名	グループホーム	0名
有料老人ホーム	0名	デイサービスセンター	0名
障害者支援施設	0名	その他	0名

イ 卒業者のうちの進学者数 24名

進学先の学校種別

4年制大学	9名	短期大学	4名	専門学校	11名
-------	----	------	----	------	-----